

○農林水産省告示第千八百八十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の一の項のスペイン国から発送
されるレモンの生果実に係る農林水産大臣が定め
る基準を次のように定め、昭和六十三年十二月五
日から施行する。

昭和六十三年十一月二十九日

農林水産大臣 佐藤 隆

一 植物及び地域

レモンの生果実であつて、スペイン国のうち、
スペイン国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が
行われる地区として指定した地域で生産された
ものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

（一）スペイン国植物防疫機関により検査され、
かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植
物が付着していないことを認め、又は信ずる
旨記載されているスペイン国植物防疫機関が
発行した植物防疫証明書が添付してあるもの
であること。

（二）（一）の植物防疫証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないも
のであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

（三）（一）の植物防疫証明書には、四の消毒が実施
されたこと及び当該消毒の実施後における（一）
の検査の結果チチュウカイミバエが発見され
なかつたことを確認した旨の植物防疫官によ
る付記がなされていること。

四 生産地における消毒

（一）低温処理施設において、生果実の中心部が
二度になつた後、引き続き十六日間、その温
度で消毒すること。

（二）（一）の消毒は、五の（一）のこん包がなされたま
まで行うこと。

五 こん包及び封印

（一）生果実は、チチュウカイミバエの侵入する
おそれがないと認められる材料によりこん包
されていること。

（二）生果実の各こん包には、スペイン国植物防
疫機関による封印がなされていること。

六 表示

三の（一）の検査及び四の消毒が行われた各生果
実には、輸出植物検査が終了している旨の表示
がなされており、また、そのこん包の三面以上
に仕向地が日本である旨の表示がなされている
こと。